

広報そでがうらへの広告掲載の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、広報そでがうらへの広告掲載の規格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザインなどの内容は、要綱第3条及び袖ヶ浦市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広報そでがうらに掲載する広告の枠（以下「広告枠」という。）の位置は、中面（4色刷り）の下段とし、枠数は市長が指定する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次の表に掲げるものとする。

広告の区分	大きさ（縦×横）
1号広告	4センチメートル×9センチメートル（1枠分）
2号広告	8.1センチメートル×9センチメートル（2枠分）
3号広告	8.1センチメートル×18.1センチメートル（4枠分）

(広告の掲載料)

第5条 広告の1回あたりの掲載料は、次に掲げるものとする。

- (1) 1号広告 8,000円
- (2) 2号広告 16,000円
- (3) 3号広告 32,000円

(広告の掲載)

第6条 広告の掲載は、当該広告の掲載を希望する当月号の広報そでがうらとする。

2 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数回の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告の申込期限)

第7条 広告の申込期限は、当該広告を掲載しようとする広報そでがうらの発行月の前々月の15日までとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 要綱第7条に規定する広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 広告原稿は、次の形式などで提出するものとする、

(1) 形式 JPEG、PNG、PDF などの電子データ

(2) 容量 1MB 程度

(広告内容及びデザイン等の協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更要求)

第11条 市長は、広告の内容、デザインの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、要綱第11条に規定するもののほか、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき

(3) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(4) その他、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの回数に応じた額とする。

(免責事項)

第15条 広告主は、火災及び地震、水害、落雷等の天災により広告の掲載ができない場合にあっては、当該停止に係る掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、袖ヶ浦市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。